

日本歯科医師会の改革に向けて

平成 17 年 2 月 10 日

社団法人 日本 歯 科 医 師 会
会 長 井 堂 孝 純

日本歯科医師会は、前役員が引き起こした一連の不祥事により失った国民からの信頼を回復するため、種々の改革に取り組んで参りました。

新執行部立上げ後の平成 16 年 8 月 23 日には、医事評論家の水野肇氏を委員長として外部の有識者を中心とした「日歯改革検討委員会」を設置し、事件の原因調査、今後の組織改革のために取り組むべき事項の洗い出しと今後向かうべき方向の策定をお願い致しました。

今回、同検討委員会からいただいた答申は、国民の信頼を早急に回復するため、事件が起きた要因と今後日本歯科医師会が是正すべき点についての検討結果であり、これを受け私たちは直ちに行える改革から既に取り組んでいるところであります。

第一 コンプライアンス体制の確立

従来日本歯科医師会は会計について三人の監事と監査法人（一人の公認会計士）による内部監査を行ってきましたが、この度の不祥事を重大に受け止め、予算執行の透明性を高めるため複数の公認会計士による監査制度の導入を図るとともに、内部監査の強化するため「外部監査」制度の導入を明記する規則改正を、日本歯科医師会の議決機関である代議

員会に諮ることを予定しています。

その結果、次年度からは役員の執行に不整の疑いがあるか無いかを三人の監事により監査する「内部監査」と、独立した第三者の会計監査人（監査法人）による「外部監査」制度を合わせ、日本歯科医師会の法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監視を強化充実し、内部統制システムの確立を実現いたします。

さらに、法令遵守「コンプライアンス」体制の確立ばかりでなく、役員職員始め歯科関係者の意識を高めていかなければなりません。適宜、会長指示等さまざまな方法によって、全員が自覚するよう日頃から意識改革に努めております。

さらに、後述するように日本歯科医師会と日本歯科医師連盟との人事、会計等執行全般にわたる峻別を実現しております。

第二 会長選出方法の改正

会長選挙に絡む不祥事が生じたことは特に重大に受け止めております。執行体制の改革には会長選出方法の変更は必須であるとする「日歯改革検討委員会」からの答申を踏まえ、まず議決機関の構成員である代議員に対して、会長選挙をどのような形で改革すべきかのアンケート調査を実施いたしました。

その結果、代議員の回答は、現在の様な間接選挙で良いとする意見が7割近くを占めました。また、間接選挙については「選挙人を増員し会員の声を反映するような形を目指すべきである」とする意見が過半数に達しました。

さらに、日歯改革検討委員会答申では、現行の会長を選挙する 140 人の選挙人を少なくとも 500 人程度には増員するべきであるとされております。

私たちは、これらの意向を真摯に受け止め、会員の意向を忠実に反映できる選出方法を検討し、会長選挙の改革に向け「社団法人日本歯科医師会選挙規則」の改正に取り組めます。

次期の役員任期が始まる平成 18 年 4 月から、新しい選挙制度により選任された執行部となることを目指します。

このため、本年 3 月開催の代議員会で協議を行った後に、平成 17 年度の早期に臨時代議員会を開催し会長選挙改革のための規則改正を行うべく、予算措置も整えているところです。

「選挙規則」の改正に向け執行部一丸となって努力しております。

第三 日本歯科医師会と日本歯科医師連盟との峻別

公益法人である日本歯科医師会と政治団体である日本歯科医師連盟の会長その他の役員が同一であった点に今回の不祥事の大きな原因があります。

既に現執行部は厳格に両者の峻別のための諸方策を実施しております。具体的には現執行部発足と同時に、これまで同一人が就任していた両団体の会長に初めて別の人物を当てております。また、会長以外の役員も一人たりとも兼任を許さないという抜本的改革を行っています。

これからは、日歯改革検討委員会第一次答申にもあるとおり、「組織体制においても、人的・物的」にも峻別されたといえるような体制をさら

に確立するとともに、両者が協力関係を保ちつつ歯科医療の充実に向け努力を続けます。

第四 不祥事関係者に対する処分

私たちは、今回の事件が一部の役員の暴走により引き起こされたことを深く反省いたします。

一連の不祥事の事件関係者に厳正な対処を行うべく、裁定審議会を招集し、事件に関与した前役員等の処分を検討しました。

臼田前会長と内田前常務理事からは、自らの身辺を整理し責任をとるという趣旨で、日本歯科医師会会員の身分を返上する退会届が提出されました。この退会届が都道府県歯科医師会で受理された時点で、本会定款上すでに会員の身分を失うことになり、遺憾ながら除名処分の実行は不可能となりました。

しかし、両人の引き起こした不祥事が歯科界に未曾有の汚点を残したばかりでなく、社会や国民に対しても大きな不信感を植え付けたことは、会長或いは常務理事として誠実に会務執行に当たるべき職責を全うしなかったものであり、これを厳しく非難いたします。平成 16 年 12 月の第 9 回理事会で兩人に対して国民への謝罪と役員への退職慰労金の放棄を求めることを決定し、声明をもって公表しました。

第五 歯科医療の総合的な分析・研究の充実

日本歯科医師会に「歯科医療総合対策会議」を設け、医学的根拠に基づいた歯科医療を更に一層推進すべく検討を行っております。これから

は国民の皆様に、良質な歯科医療の提供を実現すると共に、あらゆる問題を取り上げて歯科医療の充実を図って参ります。

第六 事務機構の抜本的刷新

日本歯科医師会の事務機構の刷新を行いました。長年にわたり同じ部署で勤務していた者を中心に大幅な人事異動を行い、事務局内の緊張感を喚起すると共に連携強化を図りました。引き続き、事務の簡素化を図ります。

第七 その他

歯科界は厳しい経済環境におかれており、歯科医師が増え続ける中で良質な歯科医療の提供と安定的な歯科医院の経営に不安を感じております。これらを解決するため、歯科医師需給問題の改善や日本歯科医師連盟とのさらなる峻別、歯科医師会としての危機管理体制の確立、歯科医師ならびに歯科医師会役員としての倫理の問題等について引き続き日歯改革検討委員会に諮り、その答申を漸次受けつつ、これらを踏まえ更なる改革に引き続き取り組んで参ります。

最後に、二度とこのような不祥事を繰り返さないことを誓い、信頼回復に向け役職員一同、全力をつくして参ります。

平成 16 年 12 月 16 日

社団法人 日本歯科医師会
会 長 井 堂 孝 純 様

日歯改革検討委員会
委員長 水 野 肇

第 一 次 答 申

平成 16 年 8 月 23 日付の諮問に対して、次のとおり答申する。

諮問事項

I. 事件調査部門の対応

- 贈収賄事件の原因究明、何故このような事件が起きたのか、どこに問題があったのかについて裁判を注視しながら、検討いただきたい

II. 組織改革部門の対応

- 歯科医師会組織の改革
- 日歯と他の組織との関係のあり方について、連盟との峻別

記

日歯改革検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本歯科医師会を再生するため、国民の視点にたち、社会の規範に沿った行動を求めるとの立場で検討を行った。

平成 16 年 8 月 23 日に第 1 回委員会を開催、以後、全体委員会を 5 回、ワーキンググループを 3 回開催、その結果を第一次答申として取りまとめた。

今回の答申は、国民の信頼を早急に回復するため、事件が起きた要因と反省すべき点についての検討結果を答申するものである。今後は長期的に検討する項目について、引き続き審議し、その都度答申していくこととする。

I 事件の原因

今回の「中央社会保険医療協議会委員をめぐる贈収賄事件」等一連の不祥事が起きた原因は、臼田前会長をはじめとする日本歯科医師会（日歯）執行部の一部が、違法行為へと暴走したことが原因である。

一つは、「かかりつけ歯科医初診料」の算定要件の緩和を、中医協委員へ不法な手段で、解釈を変えさせようとしたことから、贈収賄事件が発生した。

次に、旧来ながらの政治手法をとり、特定の政党やその派閥への献金、有力政治家に対する直接的働きかけなどを行ってきたことが、いわゆる迂回献金疑惑を生んだ。

さらに、臼田前会長らが、会長を中心とする強力な執行体制の下で会長職を続けるため、日本歯科医師連盟（日歯連）の三千万円を横領、日歯会長選挙の有権者である日歯代議員の買収資金に充てたことが、業務上横領事件となった。

一方、これを許す組織体制にも問題があった。まず、臼田前会長は、公益法人である日歯と政治団体である日歯連の会長を兼任し、同一人を会計の責任者に当て、特定の関係者の決済のみで会計処理が出来る仕組みを採り、日歯連の資金を使い工作を自由に行った。このような執行体制を許したことは問題である。

また、歯科医師不足時代とほぼ同じような養成体制により歯科医師が増え続ける中、歯科医師の多くが、歯科医療の需給バランスが崩れたことにより、安定的な歯科医院経営の継続に不安を感じ、安全で良質な歯科医療の提供に危機感を強めていた。この事態の打開を、臼田前会長の様な強烈な個性と行動力をもった会長に期待したことが、暴走の要因のひとつとなっている。

次に、歯科医師は専門職として診療所の中において強い権限を持ち、自分中心に物事が動く中で、一般社会の考え方が見えにくくなり、社会の常識との乖離を生んでいた。今日「患者本位」の医療体制への変革が求められる中で、国民の医療に対する要求は従前のごとく受動的なものでなく、能動的・主体的なものとなってきた。このような社会の状況への理解がなかったことが、今回の独善的な主張による非常識な行動の背景のひとつと考える。

さらに、歯科医師会全体が、自己改革を怠ってきたことを指摘したい。例えば、昭和40年代後半に社会問題となった「差額徴収問題」では、一部歯科医師による制度の濫用が不正請求まがいの倫理的に許されない行為として、大きな社会的批判を受けた。その際、濫用した者の徹底的な処分ではなく保険の解釈として取り繕い、抜本的改革をせずに今日に至ったことも、問題のある体質を作った源のひとつと言える。

Ⅱ 当面の改革

○日本歯科医師会の組織改革

(1) 国民の信頼を回復するために

委員会は、国民の信頼回復のためには、一部政治家への働きかけという従来型の政治活動から、国民の理解を得るための日常活動の充実に方向転換することを求めたい。これまでに政治活動に費やした人・物・金を考えると、むしろ会員の研修を充実した方が良質な歯科医療の提供に資したのではないかと考える。

信頼される歯科医師像を作るためには、国民の歯科医療を担う歯科医師会の責務として、患者本位の医療提供の実現に向け努力することである。

そのためにも、日歯は国民の信頼回復のためにこそ会費を活用すべきである。そして、広く国民との対話を進めるため積極的な広報活動を実施し、メディアを通じた国民との良質な関係の構築、科学的根拠に基づいたデータの収集と開示等により、歯科医療の実情に対する国民の理解を求め、同時に自ら問題提起を行っていく必要がある。

(2) 執行体制の改革

井堂会長は、既に政治団体との峻別の一環として、会長はじめ日歯役員と日歯連役員を兼務しない体制をとった。それで今回の問題が解決したわけではない。速やかに、一連の不祥事の事件関係者に対する厳正な対処を望む。

執行体制の改革のためには、情報の開示を徹底し、独立した不正行為の監視機構を設け、今後さらに資金の管理体制の明確化、外部理事・監事の導入など理事会を中心とする会務執行のあり方等管理執行体制を刷新し、このような事件を二度と起こさないとの決意を示さなければならない。

また、歯科医師会役員は、遵法精神を徹底し、医療倫理の向上に努めなければならない。特に中医協委員などの審議会委員には、公務員としての自覚を求めるとともに、日歯は推薦団体として、委員が適法な行動をとるよう支援体制を確立する必要がある。

(3) 役員の選出方法の改善について

執行体制の改革には、役員選挙、特に会長選挙の改革は避けて通れない。選挙制度の見直しとして、「会長直接選挙の導入」と「現行の間接選挙を改善するため、会長を選ぶ選挙人を増やすこと」の2点を、検討していくことが必要である。

現在、日歯会長を選ぶ選挙権は140人の代議員にある。しかし、この140という人数は、歯科医師の唯一の全国組織の代表者を選任するのに相応しい人数であろうか、甚だ疑問である。この度の代議員買収という事態を別にしても、その人数は余りにも少数といわざるを得ない。

例えば、現在の140人という選挙人の数を、都道府県で選挙された代議員と郡市区歯科医師会から選任された選挙人を合わせて、現行の4～5倍、少なくとも500人程度に増員することを一例としてあげておく。また、直接選挙の実施にあたっては、会員は会長候補者の人となりを知る機会が少なく、直接選任された会長という立場が会長の権力を増すこと、加えて一回の選挙で過半数をとる保証がない等いろいろ実施に向かって越えなければならないハードルは高い。

さらに、どのような選挙方法になったとしても、学閥・地域閥という歯科界の体質に変化がなければ、どのように選挙制度を改善しても画餅に帰すこととなる。選挙規則に違反者への罰則の制定も求められる。

なお、会長選挙に絡む業務上横領事件では、代議員に候補者が金品を配って支援を求めるといったことが行われた。臼田前会長らは刑事責任を問われている

が、一方の当事者である代議員についても、深い反省と自責が求められる。

(4) 国民と歯科界の乖離をなくすために

今後は、日歯会員も医療人として、倫理観のより一層の涵養に努め、社会と歯科界のバランスの良い関係を構築することが求められる。そのために、これから歯科医師となる学生を教育する歯科大学と連携のもと、会員に対して倫理観の確立を計るとともに、一般教養を強化・充実する施策をとることが必要である。

一方、日歯が独自の考え方や方向性を明確に示せるよう、多方面の有識者の意見を集約できる研究機構を歯科医師会の内部に設け、活用を図るべきである。

○日本歯科医師会と他の組織との関係のあり方について 連盟との峻別

井堂執行部において日歯と日歯連の兼職を一切行っていないことは、峻別として当然であるが、解決すべき問題は残っている。

日歯連における会員管理、事業活動、会計等は、日歯と別の組織体として管理執行されていた。このように形式的には、別組織としての体制を整えてきた中で、この度の一連の不祥事は起こった。

従って、日歯と日歯連の会長職・会計担当職を兼任させたという人事のあり方や、執行に当たる役員の倫理観が問われている。

委員会は、連盟との峻別のためには、組織体制においても、人的・物的にも峻別が担保されるような方向で、日歯及び日歯連の関係規則が見直され、二度と係る不祥事が起きない体制を明確に構築することを求める。 □

▽日歯改革検討委員会委員

委員長	水 野 肇	(医事評論家)
副委員長 (WGⅡ座長)	増 田 進 致	(東京都歯会員)
委 員	石 井 拓 男	(東京歯科大学教授)
〃	奥 田 基 樹	(公認会計士)
〃	河 上 和 雄	(嘱託弁護士)
〃	辻 本 好 子	(NPO法人・COML理事長)
〃 (WGⅠ座長)	渡 辺 俊 介	(日本経済新聞論説委員)
〃	工 藤 憲 生	(北海道歯会員)
〃	宮 村 一 弘	(愛知県歯会員)
〃	永 井 龍 介	(大分県歯会員)
オブザーバー	内 山 文 博	(代議員会議長)
	柏 木 勇 一	(日本歯科医師会広報嘱託)
担当役員	箱 崎 守 男	副会長
	蒲 生 洵	専務理事

▽委員会開催状況

(全体委員会)

- 第1回 平成16年8月23日(月)
- 第2回 平成16年9月27日(月)
- 第3回 平成16年10月25日(月)
- 第4回 平成16年11月16日(火)
- 第5回 平成16年12月13日(月)

(ワーキンググループ)

- WGⅠ第1回 平成16年9月13日(月)
- WGⅡ第1回 平成16年9月13日(月)
- 第2回合同会議 平成16年10月15日(金)

(正・副委員長打合せ)

- 第1回 平成16年8月31日(火)

(正・副委員長、WG座長打合せ)

- 第1回 平成16年10月20日(水)
- 第2回 平成16年11月8日(月)
- 第3回 平成16年12月6日(月)